

ひびきあい No.19 令和2年7月 岐阜県人権教育協議会

なくそう偏見や差別 広げよう感謝の心 今こそ 人権教育の充実を！

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する 偏見や差別、いじめの防止

令和2年7月9日に公布、施行された「岐阜県感染症対策基本条例」第14条に右のように規定されています。また、法務省の啓発活動強調事項の中で、感染症による偏見や差別について「HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう」「ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう」として取り上げられてきました。

今般の新型コロナウイルス感染症についても、感染者や濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別、いじめ等につながる行為は不適切であり、断じて許されるものではありません。

そこで、各学校においては、正しい情報に基づく適切な判断・行動をとるよう十分に留意するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別について考える授業等を実施して、「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育み、偏見や差別、いじめにつながるような言動が生じないように指導することが重要です。

岐阜県感染症対策基本条例

〈令和2年7月9日施行〉

(差別的取扱い等の禁止)

第十四条

何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

温かい心で支えたい方々

- ・感染者
- ・濃厚接触者
- ・感染症の対策や治療にあたる
医師、看護師等医療従事者
- ・感染症の検査を受けている方
- ・海外から帰国した方
- ・外国人児童生徒
- ・感染が拡大した（している）
地域から転入した児童生徒
- ・欠席した（出席を控えている）
児童生徒
- ・登校時の検温で熱があり、
帰宅した児童生徒 等

本人・家族

子どもや保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別、いじめ等で悩んだ場合の相談窓口

(1) 24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310

※電話相談を24時間受け付けます。

(2) 教育相談ほほえみダイヤル
0120-745-070

※月曜日から金曜日(9:30~16:15)
(携帯電話からはつながりません)

■各地区の教育事務所にも相談窓口があります。

(3) 岐阜県教育委員会学校安全課教育相談係
058-271-3328

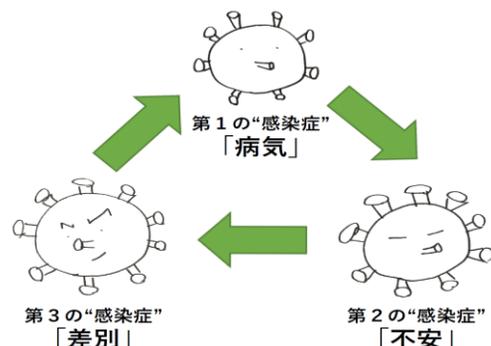
※月曜日から金曜日(8:30~17:15)



負のスパイラルを断ち切る

～病気が不安を呼び、不安が差別を生み、
差別が更なる病気の拡散につながる～

新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！



3つの“感染症”は
つながっている

日本赤十字社「新型コロナウイルス3つの顔を知ろう！
～負のスパイラルを断ち切るために～」

新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、 自他の人権を尊重する「行動力」を高める実践

(学習のねらい)

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別の問題について理解し、自他の人権を尊重する実践行動への意欲を高めることができる。

【指導事例】

学習活動	教師の指導・援助
1 新型コロナウイルス感染症に関して起こっている問題について知り、感じたことを発表し合う。	○「コロナ禍における偏見や差別の事例」（新聞報道等）を紹介する。 【発問例】 ・これらの事例からどんなことを感じましたか。 ・このような状況に置かれた人たちは、どんな気持ちだったのでしょうか。
2 このような偏見や差別が生まれる問題がなぜ起こったのかを理解する。	○日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」から、偏見や差別が生まれる仕組みを説明する。 【発問例】 ・説明を聞いてどんなことが分かりましたか。 ・感染症の怖さから、誰もが陥りやすい見方や考え方、態度にはどんなものがあるのだろう。
3 この事態に対応している人たちの存在を知り、互いを思いやり支え合っていくことの大切さについて考える。	○「感染が拡大しないように、コロナウイルスと最前線で闘っている医療従事者」の様子を思い浮かべ、自分たちにできることを考え合う。 【発問例】 ・外出の自粛が求められている中でも、感染症の対策や治療に当たっている人や、私たちの日常生活を支えているのはどんな人たちですか。 ・コロナウイルスと闘っている人たちはどんな気持ちで働いていますか。 ・自分たちが、気を付けなければならないことはどんなことでしょうか。
4 新型コロナウイルス感染症への対策が必要な日常生活の中で、偏見や差別、いじめが生じないように正しく行動しようとする意欲を高める。	○新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する可能性があり、本人が責められるものではないことを確認する。感染者や感染者の近くで生活している人たちの心を傷つけたり排除したりするような差別的言動は許されないことであり、そのような差別的な言動に同調しない自分自身の行動について主体的に考え合う。 【発問例】 ・感染症に関連して偏見や差別の問題が起こることについて、どう考えますか。 ・差別的な言動を見聞きしたとき、あなたはどのように行動しますか。

【参考資料】

○文部科学省「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」

○日本赤十字社「新型コロナウイルス3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」

○日本赤十字社 動画「ウイルスの次にやってくるもの（3分17秒）」※学習のまとめに視聴するとよい。

「新型コロナウイルスは恐ろしい。でも、その次にやってくるものは、もっと恐ろしいかもしれない。」

「非難や差別の根っこに、過剰な防衛本能がある」「恐怖は、誰の心の中にもいる。だから励ましあおう。応援しあおう。」

「人は、団結すれば、恐怖よりも強く、賢い。正しく知り、正しく恐れて、今日、私たちのできることを、それぞれの場所で」

○報道された事象の例

- ・感染が確認された人の家に石が投げ込まれたり、壁に落書きされたりした。
- ・感染した人について、インターネット上で名前や住所が明らかにされたり、誹謗・中傷する書き込みがなされたりした。
- ・医療従事者がタクシーに乗車拒否されたり、バスに乗ろうとしたとき他の乗客から「乗るな」と言われたりした。
- ・感染拡大地域を行き来する長距離トラック運転手の子どもが、学校から自宅待機を求められ、入学式に行けなかった。
- ・保育園から、医療関係者の子どもは登園しないでほしいと自粛を求められた。
- ・学生が感染した大学に通う感染とは無関係の学生が、飲食店への入店を断られたり、アルバイトを解雇させられたりした。
- ・関係者が感染した大学の附属学校の生徒が見知らぬ人から「コロナ、コロナ」と言われた。

新型コロナウイルス感染症の問題に直面している今こそ、「ひびきあい活動」を核として、「自他の人権を大切に作る行動力」を培う取組を充実させましょう！